

随意契約理由書

件名	新長田駅他可動式ホーム柵点検管理業務	
契約の相手方	三菱重工交通・建設エンジニアリング株式会社	
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項2号に該当	
随意契約の理由		
<p>本業務は、市営地下鉄 西神・山手線新神戸駅、湊川公園駅、新長田駅、板宿駅、名谷駅、学園都市駅、西神中央駅、三宮駅（簡易連携装置のみ）に設置されている、または設置が進められている可動式ホーム柵の定期的な点検と管理を行う業務である。</p> <p>可動式ホーム柵は駅舎ホームに設置されており、動作不良が列車遅延や運送障害、その他事故に繋がるため、定期的に点検し、機器性能及び劣化状態を正確に把握する必要がある。また、トラブル発生時には迅速な技術サポートが不可欠である。</p> <p>そのためには、製造メーカーだけが持つ技術と、情報に基づいた確実な総合管理による判断力が必要とされ、他のメーカーでは不可能である。</p> <p>よって、責任の所在を明確にし、長期に渡って機器故障などのリスクを減らし、確実な動作を確保するために、製造メーカーである上記業者と随意契約を行う。</p>		
担当部署 （問合せ先）	交通局高速鉄道部施設課設備係	（電話番号 内線 6604）